

承認第5号

専決処分を報告し、承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年9月3日提出

中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市が管理する道路において発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

令和元年7月1日

中間市長

福田 浩



記

1 相手方

中間市在住 男性 66歳（当時）

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成29年2月22日（水）午後2時頃

(2) 事故の発生場所

中間市通谷一丁目31番先

(3) 事故の状況

市が管理する公衆用道路である事故の発生場所を原付バイクで通行中、舗装が剥がれた穴（縦110センチメートル×横85センチメートル）に前輪がはまり、転倒し右脚の薬指と小指を骨折及び右肩、腰、背中、右脚の甲など全身を打撲した。

また、転倒により、当該原付バイクに損傷が生じた。

3 損害賠償の額

330,078円

4 和解の趣旨

(1) 市は、本件事故により生じた物件損害及び人身損害につき、上記3の金額を相手方に支払う。

(2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事故に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。